

仕 様 書

1. 件名

令和8年度東京と埼玉県との連携によるシンガポール市場向けインフルエンサー招聘業務委託

2. 目的

東京都（以下「都」という。）はこれまで、日本各地の地域や自治体等と連携して、海外市場を対象とした観光プロモーション事業を実施してきた。本事業においては、埼玉県との連携により、シンガポール市場を対象として効果的なプロモーションを実施し、旅行地として埼玉の観光の魅力に関する認知向上を図り、東京と埼玉の相互送客につなげることを目的とする。

具体的には、現地市場において影響力の強いインフルエンサーを招聘し、被招聘者が有するソーシャルメディアを活用して、埼玉ならではの自然景観や観光資源を活かしたウェルネスツーリズムや、東京からのアクセスの良さを切り口とした情報発信を行う。また、東京と埼玉それぞれの観光の魅力を効果的に発信することで、相互送客及び埼玉県内の周遊旅行を促進する。

3. 契約期間

令和8年7月1日から令和9年3月31日まで

4. 履行場所

公益財団法人東京観光財団（以下「財団」という。）の指定する場所

5. 全体運営

（1）取組姿勢

- ・シンガポール市場における東京と埼玉に対する旅行地としての認知度、訪問意欲、旅行検討状況及び実際の来訪状況等のデータを元に、ターゲット層のニーズ等を十分に調査・分析して、効果的かつ効率的に事業を遂行すること。
- ・持続可能な観光の在り方を念頭に置いて事業実施に当たること。
- ・東京と埼玉の観光産業全体の振興に資するよう、公平な視点と専門的な知見をもって事業を運営すること。
- ・本事業における発信内容は、他人の名誉、信用、プライバシー権、肖像権、著作権、その他の権利を侵害しないものであること。また、公序良俗、一般常識に反する内容でないこと。対象市場の文化、習慣、社会情勢等に十分に配慮し、現地におけるPRとして適切であること。

（2）体制及び運営管理

- ・本事業における具体的な作業フローを含む実施体制を明確化し、受託決定後速やかに体制図を財団に提出すること。協力先のパートナー会社を含む体制管理を徹底し、内容に変更が生じた際は、速やかに調整するとともに財団に共有すること。
- ・招聘旅行の実施や媒体運営に際して、緊急時の連絡体制図を作成し、受託決定後速やかに財団に提出すること。
- ・詳細な年間スケジュール及び各作業項目の進捗管理表を受託決定後速やかに作成の上、遅滞なく実施すること。実施内容に関する財団及び都、埼玉県（以下、都と埼玉県を総称し「都県」という。）の事前確認等については、余裕を持った確認期間を設定すること。
- ・業務の詳細について財団に進捗状況を綿密に報告すること。また、必要に応じて都県への説明資料の作成、情報収集、内容確認等を行うこと。

（3）連絡調整及び報告

事業実施に際して必要となる連携先への確認・連絡・調整の一切を行うこと。

(4) 使用する素材等の制作・手配及び翻訳について

別紙1「使用する素材等の制作・手配及び翻訳について」に基づいて実施すること。

6. 委託内容

受託者は、本事業の趣旨を十分理解した上で、その目的を達成するよう、以下の業務を企画し、円滑に運営・実施すること。

(1) インフルエンサー招聘旅行（ファムトリップ）の企画・手配・実施

ア. 被招聘者の選定

(ア) 選定条件

- ・被招聘者：シンガポール在住または在日のシンガポール市場において訴求力の高いインフルエンサー
- ・人数：1-2名程度
- ・備考：1名のみとする場合はシンガポール在住者の招聘を優先すること。2名の場合はシンガポール在住者1名と在日1名を組み合わせることも可。
- ・フォロワー数：当該市場において、単独のSNSアカウント（Instagram, YouTube, Facebookを想定。ただし、TikTokは除く。）のフォロワーを10万人以上有すること。
- ・言語：英語

(イ) 選定における留意事項

- ・招聘時の国内外の居住地は問わない。「2. 目的」及び「6. (1) (ア) 選定条件」を踏まえて、対象市場における発信力・影響力の高い被招聘者を選定すること。
- ・インフルエンサーの選定にあたっては、プロフィール（略歴、所属企業や団体等）、広告・発信効果（フォロワー数、PV数等）、実績（観光局・自治体等の招聘事業参加歴を含む）をまとめ、選定理由を明らかにすること。財団及び都県の承認を以って正式に被招聘者を決定するものとする。
- ・東京と埼玉双方への旅行の意欲を喚起し、閲覧者に具体的な旅行行動を促すことのできる発信力・影響力を有すること。
- ・財団及び都県が行う広報・プロモーション活動において、招聘旅行中の様子を紹介すること等に対し、承諾していること。

イ. 招聘旅行実施時期・日程

- (ア) 実施時期：取材に適した気候や祭事による混雑を避けて、令和9年1月までに実施することを想定している。取材・視察内容に適した時期に実施すること。
- (イ) 取材日程：以下に示す日程案（参考）をふまえ、東京と埼玉を訪問する3泊4日程度とすること。特に埼玉県内の移動距離を踏まえて、十分な滞在日数を確保すること。海外から招聘する場合や東京までの国内移動が生じる場合は必要に応じて、視察前後の宿泊を手配すること。

※日程案（参考）

視察日	行程・視察地	宿泊地
—	海外現地発～東京（羽田・成田）着	東京
1 日目	東京視察（終日）	東京
2 日目	埼玉に移動、視察（終日）	埼玉
3 日目	埼玉視察（終日）	埼玉
4 日目	埼玉発～東京経由～海外現地着	

（ウ）視察先について

- ・以下に示す要件を満たす観光スポット（イベントやアクティビティを含む）を都内 2～3 箇所、埼玉県内 4～6 箇所程度選定すること。

【埼玉】

自然景観や温泉、宿泊施設等、埼玉ならではの観光資源を活かしたウェルネス体験等、対象市場の旅行者のニーズが高く、まだ広く知られていない視察先を選定すること。全体を通して特に、東京から気軽に訪問することのできるアクセスの良さを PR すること。

【東京】

埼玉の視察行程との親和性やバランスの取れた視察先を選定すること。

- ・一般旅行者が同じ観光スポットを巡ることが可能なモデルとなる視察行程を提案すること。

（エ）被招聘者の参加調整及び招聘行程の企画・作成及び手配・運営等

別紙 2「ファムトリップ実施に係る手配について」に基づいて、被招聘者の参加調整、行程の企画・作成及び手配・運営を行うこと。

（２）情報発信（英語）

- ・被招聘者の SNS アカウント等により、SNS のトレンドを踏まえた投稿による情報発信を効果的かつ計画的に行うこと。
- ・各被招聘者は本事業に係る発信を 6 回以上行うこと。
- ・発信回数及び内容については、埼玉に関する比重を大きくすること。
- ・原則として、財団及び都県による確認を経て投稿すること。なお、確認用の投稿素材については、日本語訳を添えて提出すること。
- ・対象市場及びターゲット層に対して効果的な発信方法をとること。特に動画をできるだけ活用すること。
- ・映り込む内容の個々人のプライバシーや BGM を含む著作権に配慮して、投稿を作成すること。
- ・財団、都県が指定するハッシュタグ等によるメンションまたはタグ付け、拡散効果が高いと思われるハッシュタグを活用すること。
- ・ステルスマーケティングにならないように対策をとること。

（３）被招聘者に対するアンケートの実施（英語）

（ア）被招聘者に対して英語によるスマートフォン及び PC で回答可能なオンラインアンケートを実施し、回答を日本語に翻訳して、ファムトリップ実施後 2 週間後（目途）に財団へ提出すること。ファムトリップ実施中にも回答が可能で、保存機能があることが望ましい。

- (イ) ファムトリップ全体及び各訪問先に関する評価やコメント等を得て、各施設や都県が今後の PR や運営に活かすことのできる質問項目や回答・評価方法とすること。
- (ウ) 被招聘者からすべての質問項目について回答を得ること。

(4) 効果測定及び報告

ア. ファムトリップの実施報告

被招聘者の情報、行程、手配関連及び招聘旅行実施中の様子のわかる写真、「6.(3) 被招聘者に対するアンケートの実施」の結果等を取りまとめて報告すること。

イ. 被招聘者による情報発信の報告

- (ア) 情報発信における適切な KPI を設定し、その達成に向けた施策を講じること。進捗状況を適宜報告すること。
- (イ) SNS 投稿後から一定期間、リーチ数、いいね数、シェア数、コメント数及び特徴的な内容、エンゲージメント数・率等各媒体の特性に応じた数値等をまとめて、投稿内容と合わせて、情報発信結果を報告すること。数値の計測期間については、別途財団と協議することとする。

7. 第三者委託の禁止

本委託業務は、原則として第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により申し出、財団の承諾を得た事項についてはこの限りでない。

8. 秘密の保持

受託者は、「7. 第三者委託の禁止」により財団が承認した場合を除き、委託業務の内容を第三者に漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。

「7. 第三者委託の禁止」により財団が承認した再委託先についても、同様の秘密保持に関する責務を課し、受託者が全責任を負って管理するものとする。

9. 著作権等の取扱い

この契約により作成される納入物の著作権等の取扱いは、「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」(*1) 第 14 に定めるところによる。

(*1) https://www.tcvb.or.jp/jp/denshijoho_tokkishiyosho_20260305.docx

10. 委託事項・関係法令の遵守

本委託契約の履行に当たっては、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。

11. 個人情報の保護等

- (1) 「公益財団法人東京観光財団個人情報取扱要領」(*2) を踏まえ、「個人情報に関する特記仕様書」(*3) に定められた事項を遵守すること。

また、本委託業務の遂行に当たり「8. 第三者委託の禁止」により財団に承諾を得て一部業務を再委託させる事業者においても、当該事業者が本委託業務における個人情報を扱う場合は、「個人情報に関する特記仕様書」を遵守させること。

(*2) https://www.tcvb.or.jp/jp/kojinjoho_yoryo_20250401.pdf

(*3) https://www.tcvb.or.jp/jp/kojinjoho_tokkishiyosho_20260130.docx

本業務委託で取り扱う個人情報は以下を想定している。

- (ア) 「6. 委託内容」で財団が受託者に提供する各連携先自治体担当者の情報(所属、氏名、連絡先等)及び、受託者が収集する取材先関係者、招聘旅行参加者等の情報(所属・役職・氏名・連絡先等)
- (イ) 他の情報と容易に照会でき、個人を識別可能な情報(IP アドレスや Cookie 等)も同様に個人情報とみなす。

- (2) 公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ基本方針(*4)及び「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ対策基準」の趣旨を踏まえ、「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」(前述*1)に定められた事項を遵守すること。

(*4) https://www.tcvb.or.jp/jp/security_houshin.pdf

また、「7.第三者委託の禁止」により財団に承諾を得て一部業務を再委託させる事業者においても同様に遵守させること。再委託させる事業者は以下のいずれかを取得している事業者(あるいは今後取得予定である事業者)であることが望ましい。

- ア. 一般財団法人日本情報経済社会推進協会(JIPDEC)が運用するISMS適合性評価制度におけるISO/IEC27001と同程度の認証
イ. 一般財団法人日本情報経済社会推進協会(JIPDEC)の認定するプライバシーマークと同程度の認証

- (3) 電子情報処理業務を行うに当たり、以下の取扱いに留意すること。

(ア) 当財団職員を含め、本委託業務の遂行に当たる関係者の氏名/メールアドレスなど。

(イ) 他の情報と容易に照会でき、個人を識別可能な情報(IPアドレスやCookieなど)も同様に留意すること。

12. 完了報告

- (1) 委託完了届

財団所定の「委託完了届」を提出すること。

- (2) 報告書

(ア) 事業全体の報告書データ

A4版、横書きカラーで作成の上、電子データで納品すること。

(イ) 制作したクリエイティブデータ

(ウ) 上記(イ)の制作データの二次使用が可能な場合は、関連情報を整理したリスト

13. 支払方法

受託者への支払は、委託完了後の財団担当者による検査終了後、受託者からの支払請求書に基づき30日以内に委託料を一括で支払うものとする。

なお、事業費の一部は、各自治体等から直接受託者へ支払う場合がある。その際、自治体等の担当者と直接、連絡・調整を行い、必要に応じて指定の書類等(見積書・委託完了届等)を作成の上、精算処理を速やかに行うこと。

14. その他

- (1) 一部但し書きのある費用を除いて、本事業に係る全ての費用を委託料に含むこととする。
(2) 財団は必要に応じて本契約に係る情報(受託者名・契約種別・契約件名及び契約金額等)を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。
(3) 本仕様書に記載のない事項及び疑義がある場合は、財団と事前に協議すること。
(4) 本仕様書に定める委託内容の履行に当たっては、財団、都県と協議し、その同意の上で進めること。

連絡先：公益財団法人東京観光財団 観光事業部観光事業課 電 話：03-5579-2683
--